

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 12 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

令和 3 年度後期高齢者医療制度事業費補助金
の変更交付決定に係る事前申請について

令和 3 年度後期高齢者医療制度事業費補助金の当初交付については、令和 3 年 9 月 9 日に当初交付決定を行ったところですが、今回、変更交付決定に向けて、その事前申請書類を下記に留意いただき、令和 3 年 12 月 17 日（金）までに電子メールにて提出いただくようお願いいたします。

なお、今回の事前申請書類の内容を確認後、令和 4 年 2 月を目途に変更交付額を内示の上、変更申請を行っていただくこととなります。

記

1. 健康診査事業

令和 3 年度については、当初交付申請の段階で都道府県後期高齢者医療広域連合の国庫補助所要額の合計額が国の予算額を超過したことから、予算の範囲内で国庫補助所要額を調整し交付を行った。今回の事前申請における国庫補助所要額と変更後の内示額との差額については、特別調整交付金での交付を予定しており、申請方法等については別途通知する。

2. 医療費適正化等推進事業

効果的な保健事業等の推進（連絡会議への参加）に係る経費については、変更交付申請の際に申請する取扱いとしていたが、令和 3 年度は対象とする会議は開催しない見込みであることから、今回の事前申請は不要とする。

3. 特別高額医療費共同事業

令和3年度の特別高額医療費共同事業交付金の交付額が確定する令和4年2月を目途に補助金の内示額を提示する予定であるため、今回の事前申請は不要とする。

4. 申請書の提出方法

令和3年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱の7に定める別紙様式6に掲げる書類のうち別紙1、別紙2-1、別紙2-2、別紙3を令和3年12月17日（金）までに下記アドレス宛電子メールにて提出すること。

なお、参考となる資料等がある場合は、当該資料を添付すること。

(送付先・照会先)

厚生労働省保険局高齢者医療課
広域連合係 大淵

TEL : 03-5253-1111 (内線 3238)

メール : hokenzigyou@mhlw.go.jp